

近代日本における国家学の受容（その二・完）

——藤波言忠によるローレンツ・フォン・シュタインの講義筆記——

上野 隆生*

Perception of *Staatswissenschaft* in Modern Japan(II)
—Lecture Notes of Fujinami Kototada—

Takao UENO

Lorenz von Stein (1815–90) was influential in drafting the so-called Meiji Constitution. In the 1880s many Japanese statesmen, bureaucrats, and scholars visited Stein on the outskirts of Vienna to study the main points of *Staatswissenschaft* and to receive important instructions and suggestions for the future constitution of Japan.

Among those who called on Stein, we find Fujinami Kototada. Fujinami had been sent with special instructions from the Meiji oligarchies, especially Ito Hirobumi. Ito himself had been greatly influenced by Stein's theory, which was quite helpful in establishing an absolutistic constitution. Fujinami served as a very faithful custodian of Emperor Meiji's household affairs from his childhood. Therefore, if Fujinami attended the personal lectures of Stein, Ito thought it would

* うえの・たかお：敬愛大学国際学部助教授 近代日本外交思想史

Associate Professor of Modern Japanese History, Faculty of International Studies,
Keio University; history of ideas in Japanese diplomacy.

be easy for Emperor Meiji to understand the core of *Staatswissenschaft* through Fujinami.

In this article, by examining Fujinami's lecture notes, the theory of state that Emperor Meiji received is analyzed.

本稿は、「近代日本における国家学の受容（その一）——藤波言忠によるローレンツ・フォン・シュタインの講義筆記」（『環境情報研究』、敬愛大学環境情報研究所、第6号、1998年4月所収）の後編（その二・完）である。なお、「その一」同様、史料の引用においては、旧字・本字を適宜当用漢字に直してある。

「その一」の目次内容：

はじめに

I. 藤波言忠の「シュタイン詣で」

II. シュタインの講義概要

III. 立憲政体

IV. 政府機構

V. 議　　会

シュタインの議会論及び政府と議会との関係に関する論点は、「漸次自由ノ精神發達シ終ニ集合シテ一團ヲ成シ立憲政体ヲ組織スルニ至ル」という「自然ノ理勢」についての理解と連動している。そして、このような進歩史観的イメージは、「意思ニ隨ヒ事ヲナスヲ自由ト云ヒ之ヲ妨ケ意思ヲ活動セシメサルヲ压制ト云フ」という「自由」の概念と、「立憲政体」は「各人ノ意思相集リテ一團トナリ其ノ意思ヲ自由ニ活動セシムル所以ノ道ナリ」という理解ともつながっている⁽¹⁾。「立憲政体」が成立するに至るには「其ノ地位一般人民ノ上ニ在ル所謂門閥ノ人ノ意思相集マリテ一体ヲ成スモノ」と「普通人民ノ意思相集マリテ一体ヲ成スモノ」という二つの道があるという。

それでは、日本に適合する「立憲政体」のモデルはどこの国のもとを考えているのだろうか。シュタインは「一トシテ適合セルモノナカルヘシ」という。なぜなら、「物ニ法式アリ」、他国から「出来合ノ物」を持ち込んでそのまま当てはめてもうまくいかないからである。シュタインによれば、日本は「自然ノ法則」に従って現在の日本に至ったため、この法則に応じ

て「一種特殊ノ組織」を設ける必要がある。「自然ノ法則」とは、徳川幕府→「維新ノ変革」→廢藩置県・元老院設置という段階を経て議会開設に至ったことを指している。これらの順序は実に「自然ノ順序ニ随ヒタルモノ」で、「人民未タ国会ノ何物タルヲ知ラサルニモ拘ラス皇帝陛下カ唯々人民ノ自由ヲ尊重シ人民ヲ愛撫シ給フノ聖慮ニ出タルニ外ナラス」、ヨーロッパのように内乱を経てようやく議会開設に至った経過とは異なる、とシュタインはみていた。

そのような経緯を経て来るべき日本の議会について、シュタインは「上院」・「下院」の二院制を採るべきであるとする。「人民ノ意思相集リテ一体ヲナスモノヲ国会ト云ヒ其ノ運動ヲ議会ト云ヒ運動ノ結果ハ即チ法律トナル」とシュタインは指摘し、「政府ト国会トハ常ニ其ノ進退ヲ俱ニスヘキモノナリ」というのがシュタインの説明である。シュタインによれば、国家には「政府ノ感覚」と「人民ノ感覚」という二種類の感覚がある。前者は、「国家全体ノ公利ヲ慮ルニ急ニシテ事概略的ニ偏シ」がちであるという欠点がある一方、後者は「地方又ハ団体ノ私利ヲ計ルニ忙ハシク事部分的ニ偏シ共ニ当ヲ失スルノ場合アルヲ免レ」ない弊害があるという。したがって、国会には「上院」・「下院」を設け「和衷協同」を図る必要がある、というのが二院制を採用すべきであるというシュタインの理由付けであった。

各々の議院を構成する議員について、シュタインは次のように述べている。「上院議員」は「国民ノ上位ニ在ルノ人士ヨリ成リ議スル所概ネ私利ヲ離レ公平ナルヲ常トシ」、「下院議員」は「普通階級ノ人民ヨリ成リ論スル所往々偏頗ノ弊ナキ能ハサルヲ常トス」。そして、

人ニ主義主張アリ其ノ主義主張ヲ同ウスル所ノモノ合シテ一團ヲ成シ以テ党派ヲ結フ是レ古今東西政界ニ朋党比周ノ跡ヲ絶タサル所以ナリと、政党の必要性を認識しているシュタインではあるが、前述のように下院議員は「党派的利害ノ為メ議事公平ヲ失スルノ甚タシキヲ見ル」と批判的でもあり、上下両院の行動は相異なるとともに相依って「完全ナル国会ヲ組織スルヲ得ヘシ」とシュタインは再論する。

上院議員については次のように説明している。「帝王」自身が直接種々談話することが多いことから、その重要性は高い。さらに、日本の現状では、上院議員に選挙されるべき人々は、「世故ニ疎ク到底議員ニ立チ堂々政事ヲ議スルカ如キ人ニ乏シク」、具体的な選任には苦慮するだろう。したがって、「人民」が国会や上下両院の意味などを知らない点も勘案して、最初はなるべく少数を勅選で選任すべきであり、それによって皇族・華族の知識を発達させることになる。上院議員の選挙法については、アメリカ・ドイツ・フランスなどの状況をみても、各国一様ではないが、任期については下院議員のそれよりも長くすべきである。なお、現在の「元老院」が「上議院ノ性質」を備えているので将来は必ず「上院」に当たるものであるとシュタインは判断している（もっとも、この点でシュタインの見込みは大きく外れることとなったが）。上院議員は、「歴代議員」（世襲議員）・「一代議員」（勅選）・「定期議員」（公選で任期あり）の三種より組織されることが重要であるとも付け加えている。

下院についてシュタインは以下のように述べている。下院議員選挙法は「議院ニ関スル事項中最モ緊要」で、「恰モ憲法ノ追加条ノ如キモノニシテ其ノ外廓ニ在ルモノ」である。国会開設当初は全国民にことごとく選挙権・被選挙権を与えることは適當ではなく、「直税納付ノ金額ニ隨ヒ」選挙権・被選挙権の両方を与える者、選挙権のみを与える者、一切付与しない者に区分するのが適切である。また、納税額には関わらず、「学士」・「学術家」には選挙権・被選挙権を付与すべきである。議員定数については、一定区域を定めてその人口の多寡及び面積の広狭により決定するという方法があるが、両者の折衷が適當である。議員選挙法は国会開設に先立ち「帝王」が「裁定」すべきで、「苦情」があっても「世間ノ形勢ヲ視人民ノ政治思想ノ發育スルヲ待チテ之ヲ改正スヘ」きであり、一つの地域から多数の議員が選挙されるような事態を避けつつ、「国情」に適合する法を設けるべきである。

議会開設後には、議長・副議長などの役員選出が日程に上るが、これらはいずれも議員相互の選挙によって決すべきであるとシュタインはいう。

議長は議案の内容に応じて「調査委員」を選挙して調査を付託する。調査委員は委員会を開き、その上で疑義があれば政府に質し、委員会終了後「報告委員」を互選して討議内容を議長に報告する。議長はその報告を基に第一回の「総会議」を開催、ここでは全般の事を討議し、議案が討議に値するものとなればさらに委員会に付託して逐条討議を加える。委員会からの報告を得て「総会議」で逐条討議を重ねた上で議決に至る。このようなプロセスを明確にするため、「議事規則」を定める必要がある。「議事規則」は議員自ら定めるべきもので政府が関与すべきではないが、日本では議員自身が議会という組織自体についての知識が乏しいため、最初は政府が「議事規則」を作成して議会に付議するのもよいだろうという。さらにシュタインは、前述の二院制との関連で、「国会」の議決は「帝王」に上呈することになるものの、一院のみの議決は上呈できないという。政府提出議案は下院での審議・議決を経て、上院へ送付するのが普通であり、両院の意見が一致しない場合には、「再三再四之ヲ討議シ」、それでもなお一致しなければ両院から各委員を出して調査する。それでも合意に至らない場合には議案の「返戻」を求めることがある、という手続きを説明している。

「法律」の原案起草権については、議会にもないわけではないが、「政府ハ施政ノ道ニ熟達練磨セルヲ以テ其ノ権ヲ有スルモノト云フヘシ」として政府に起草権を認めている。すなわち、政府が説明を添えて法案を国会に提出し、国会が議決したものを、「帝王」に呈示、「帝王」がこれを批准することによって、「帝王ノ意想」が「法律トナリテ公布セラル、モノナリ」という。「法律」は全国一般に公布するものなので、「唯々其ノ大綱ヲ示シ決シテ細目ニ渉ラサルモノトス」る一方、細目は「悉ク之ヲ其ノ主務省ノ卿ヨリ規則ヲ以テ布告スルモノナリトス」。専制君主時代では「法律」・「規則」の分界は不明確だったが、立憲政体の時代では「能ク其ノ分界ヲ知ラサルヘカラス」とここでもシュタインは強調している。しかし、「規則」が法律の趣旨と相違する場合が起こらないとは限らないので、このような場合には「之ヲ裁判判決スルノ機関」が必要不可欠となる。そのため

の機関が「立憲体裁判庁」（ルビ原文）で、その裁判官は上下両院の議員及び「帝王」が選任した者から構成される⁽²⁾。また、次に述べる「局務律例」が「法律ノ精神」に反する場合には、「行政裁判庁」（アドミニスツレーチーブ、コート・ジ・アスチース）を開設し、「法律ノ精神」に反すると判断されれば「人民ニ施行スルヲ廢スルモノトス」るが、その場合でも責任は局長に止まり卿に及ぶことは少ない、とも述べている⁽³⁾。

「国会ノ意思ハ法律トナリ政府ノ意思ハ律例トナリ両者相活用シテ始メテ一国ノ施政ヲ全ウスルモノナリ」という点はシュタインが再説反復するところである。「律例」には「法律ヲ施行スルニ当リ之ニ要スル所ノ条項ヲ法律ニ添ヘテ發布スルモノ」と「法律ニ添ヘス又之ニ関係セシテ政府之ヲ發布スルモノ」との二種類があり、前者は法律を執行する際の細目である。後者には、①全国に公布し、「帝王」が署名し各省卿が連帶責任を負う「帝国律例」、②「一省ノ管内」に公布し、主務卿の名を以って主務卿が単独責任を負う「省務律例」、③一局部に限定し、局長の責任のもとに局長名で発布する「局務規則」の三種類があるという。シュタインは続けて、法律に關係する「律例」⁽⁴⁾には「行政律例」・「執政律例」・「臨要律例」（以上ルビ原文）の三種類があると述べている。「行政律例」は法律に添えて発布し、法律を活動させるためのもので、実際には地方の状況に応じて細目が規定されることになる。「執政律例」は法律に代わるべきもので、「十分発現セサル」事項に対して、法律を設けるほどではないが、放任もできないという場合に必要となる。「臨要律例」は危急臨機の措置が必要な場合、規定の法律にかかわらず公布される法律を指している。これは、要人暗殺計画などが出来た場合に、集会・新聞発行禁止など臨機の措置をとるための緊急勅令的なものを意味しているといえよう。この点に関してシュタインはかなり詳細な補足説明を加えている。すなわち、原理原則としては「集会言論ノ自由ハ人民カ法律ニ依リテ許サル、権利」であり、この自由を禁止するのは「法律ニ悖ル所」である、しかし「国家ノ危険ヲ未発ニ防禦」するためには敢行せざるを得ない、と。これらの各種「律例」はいずれも各省卿名で発布すべきも

のだが、全国に及ぶ場合は「帝王」の名で発布すべきであるとしている。

議会での議決項目としては、何といっても予算が最重要であるとシュタインは断言する。その論理と説明を追ってみよう。国庫収入たるべき税金は法律に基づいて徴収されるべきであり、予算経費の費目は政府専断で定めることはできず、必ず議会の審議に付すのが大前提である。予算案は大蔵卿が起草して議会に提出することになるが、「予算費用ノ議決ハ実ニ国家ノ荒廃存亡ニ関スルノ重要事件」である。というのも、国家の発達のためには「財用ヲ足ラシム」の必要があり、もし不足すれば「帝室ノ尊厳政府ノ威信国家ノ安寧」が保持できなくなる。予算費目は大別して「既定ノ事業」である国債などに対する費用と、「国ノ発達ニ伴ヒ新ニ要スルモノ」との二種類がある。後者は政府が企画する新規事業を指し、それはいわば「政府ノ精神」を表わすものといってよい。「凡ソ事ハ発達ヲ図ラサレハ必ラス沈滯ス」るため、予算額や事業内容は「一定不变」を趣旨とすべきではなく、このような新規事業に対する費用が無いと「政府ノ精神」を失したものといわざるを得ない。そのためにも政府は予算費目を議会に提出すべきである。具体的手続きとしては、大蔵省が各省から必要費目を集め予算を編成し、国会に提出する。予算については下院の議決が重要で、政府から提出された予算案は下院が先議する。下院は各省ごとに担当する委員を選任し、調査の上「総議」に付す。下院で予算案が否決されると、政府は「忽ニシテ政治ノ運用ヲナス能ハサルニ至」る。金額の多寡にかかわらず、予算案が否決されるという事態は、政府、殊に大蔵卿の計画・措置が否定されたことを意味し、この場合には大蔵卿を退職させ、後任者に再度予算費目を検討し直させなければならない。また、一大蔵卿に止まるのではなく各省卿にも予算案否決は関連してくる。

このように予算案を通して、「国会ノ権力ハ偉大ニシテ終ニ政権ヲ掌握スルニ至ル」こともあり、「国会ハ実ニ政府ノ裁判所ノ如ク」、ゆえに「政府ノ国会ヲ好マサル所以ナリ」とシュタインはいう。それでは、議会が予算案を否決し続けると、どのような事態になるのだろうか。経費がなければ一日も政府は保持できないため、とりあえずは従前の既定額で処置する

ということになる。予算案が否決されても従前の徴収税額を変えることはないので、その分の収入は確保される。同時に官吏の給料や発注済の物品に対する支払はしなければならないため、「政府ハ新ニ事業ヲ起スコト能ハスト雖モ既行ノ事業ニ対シテハ必ラス弁償ノ義務ヲ負フヘキモノナルヤ明ナリ」、結論として「既定ノ法律」による収入でこれらの支払を実施することになる。予算については、たとえ予算案自体を否決したとしても、議会は「既定法律ノ効力ヲ消滅セシムルノ権利ナキモノナルコト」はいうまでもないとシュタインは説明する。

予算に関連して政府組織にもシュタインは言及し、「会計検査院」を設置すべきであるという。その役割は、「政府ノ予算費額ヲ監督」し、「帳簿ニ依リ政府ノ支出収入確実ナルヤ否ヤ」及び「曾テ国会ニ於テ議決セシ費目ヲ政府ハ正当ニ使用セルヤ否ヤヲ検査」することにある。もっとも、どのような方法で正確に検査できるかは問題であり、検査の結果不当な箇所が判明した場合に、行政裁判で裁くのか普通裁判で裁くのかという点も将来の課題であろう。いずれにせよ、立憲政体では必ず「法律中ニ各省ノ卿ニ責任ヲ負ハシメ又政府ノ予算定額ハ会計検査院ニ於テ之ヲ監督スヘキノ二項ヲ加フルハ最モ緊要ノコトニ属ス」と再説強調している。

このほか、議会に関しては、下院の議決が多数決によること、「帝王」の議会解散権は下院にのみ及び、上院には解散権が及ばないこと、「人民建言」などについてシュタインは注意している。議会解散権は憲法中に記載すべきで、解散された場合には3～6ヶ月を経た後に再選挙を実施するのがよいという。この中でも注目されるのは、「人民建言」についての指摘である。シュタインは、「人民」に自由に「建言」させるのは「施政上最モ緊要ノコト」であるとして、政府だけでなく国会に対しても自由にかつなるべく容易に「建言」できるようにすべきであるという。その理由として、「建言」は「民情ヲ政府ニ疏通スルノ良法」であるとの認識がある。同様に、「人民ノ意向如何」を知るために問題を下付するという「政府ノ諮問」も重要である。県令が「学識名望アルモノヲ招集」して会合をもち、そこに「諮問」をするという形態が多いが、これらはいずれも「民情ノ如

何事ノ利害得失ヲ知ルニ於テ実ニ緊要」であると同時に、「組織不備ノ政府」は、人民の政府批判攻撃へつながると考えてかえってこれを好まない傾向が強いとも付言している。

中央政府と地方自治体との関係については、第Ⅲ節でも触れたように、「地方自治政体」の組織をめぐって仏・英・独の三種類の考え方があるとシュタインは述べている。このうち「後來日本」の自治政体の「模範」とすべきものは、ドイツ流の考え方である。すなわち、県会が議決したものを地方長官に提出し、両者の意見が齟齬する場合には協議し、それでも不一致ならば中央政府に決裁を依頼する。このように、「県会」・「地方長」・「中央政府」の三者間には緊密な関係が存在し、「県会ニ素ヨリ相応ノ権限アレトモ擅ニ専断ヲ以テ決行スル能ハサルモノナリ」という。その上で、シュタインは県会議員選挙法について以下のように説明している。選挙の方法としては、「県民全般ヨリ議員ヲ選挙」するのと、「各郡ヨリ之ヲ選挙」するのと二つの方法がある。前者の場合、選出議員は「一局部」に偏向し、その「利益ニ偏スルノ弊」がある。後者の場合には利益を県内に平等に分けられるため、後者のほうが良法であるとシュタインは結論する。選挙後は、議長選出・委員選定・議案区分により調査委員が調査担当・総会付議という手続きを踏んで議事が進行することになる。県庁と県会との文書の往復については、記録簿を扱う「文書部」や会計帳簿を扱う「会計部」などが関わってくる。さらに、次節で扱う「帝領地」の管理に関しては、県会議員の中から「常置委員」と「臨時委員」とを選んで管理者に加えてよいだろうとし、各村が事務を担任し、その費用も負担すべき「村里警察」と警視総監が統括し、その命で地方官がその管内に実施する「全国警察」の二種類に警察を区分することができるといっている。

以上の議論をまとめる形で、「コンスチチューション」すなわち「憲法」中に掲げるべき要項をシュタインは次のように示している。これは、実質的に憲法草案を提示したものといってもよいだろう。

第一編

(a) 要旨

法律ノコト／上下両議院ノコト／帝王ト法律トノ関係ノコト

(b) 組織

一 国会規則

二 選挙法

一 下議院

二 上議院

三 議員相互ノ選挙法

委員選挙法報告委員選挙法等ヲ云フ

(c) ^{ブセツト}国財ノコト

(d) 条約ノコト

但全国一般ニ関スルコトハ国会ニ於テ之ヲ議ス尤モ一小部ニ

関スルコトハ国会之ニ関セス

第二編

政府ノコト

(a) 帝王関係ノコト

(b) 政府ノコト

閣令ノコト

閣令三種ノ別（「エキセキューチーブ」、「アドミニストレーティブ」及ヒ「ニード」）

(c) 憲法ニ対スル擔承

(d) 人民各自ニ対スル擔承

但憲法ニ対スル擔承トハ政府若シ憲法ニ違ヒ政ヲ行フコトアルトキハ其ノ責ニ任シ人民各自ニ対スル擔承トハ仮令ハ人民ノ権利自由ニ違ヒ政ヲ行フコトアルトキハ政府即チ其ノ主務卿其ノ責ニ任スルヲ云フ

第三編

自治政体ノコト

但自治政体ハ国会開設ニ先チ組織スルヲ要シ全ク憲法ヲ離レ特別ノ法律ヲ設クルヲ得策トス

- (a) 県庁
- (b) 郡
- (c) 村

但県郡村ノ三者モ亦各特別ノ法ヲ設クルヲ良策トス

要旨

- (a) 執政元素ノ組織
- (b) 選挙法

第四編

行政法律即チ執政法律

- (a) 外務省
- (b) 陸海軍省
- (c) 大蔵省
- (d) 司法省
- (e) 国務省 文部、交通、商務、農務

そして、具体的な注意点として、国会開設の当初は種々の「苦情」や「反対論」が起こるだろうが、「之ヲ顧ミシテ施行シ他日国会ノ發育シタル時期ニ之ヲ変更スルヲ可トス」と述べている。また、憲法制定時には「帝王」が詔勅を出すべきだとも語っている。もっとも、その詔勅はなるべく簡単に、精密にわたるのは得策ではないとも述べている。「帝王」は、「臨時ニ兵員ヲ募集スルトキ」や「国内ニ騒乱アリ之カ為メ特ニ軍事裁判ヲ適用スルノ命ヲ下ストキ」などには前述の「臨要律例」を発布でき、それをあたかも法律のように活動させて「臨機応変ノ処置」を取る「大権」をもつことが実に必要であると付け加えている。憲法と「帝室憲法」とを総称して「公法」というシャタインは、「公法ニ於ケル国会及ヒ政府ヲ帝王ハ總攬スル權ヲ有スルヤ言ヲ須ヒサル所トス」として、統治権の「總覽者」として「帝王」が強大な権限を有することを前提として考えている。それでは次に「帝王」に関わる「帝室憲法」についての議論をみてみよう。

VI. 「帝室憲法」

聴講者の関心もあってか、シュタインは「帝王」並びに「帝室憲法」に関するでは、「相続法」・「帝室財産」などを含んでかなりの分量を当てて説明している。その論旨は、多岐にわたるとともに、現実的具体的にかなり細かい点にまで論及している場合も少なくない。そこには、シュタインの特徴でもあるが、用語・論旨の不統一あるいは趣旨の反復説明がみられる。そこで、シュタインの掲げる「帝室憲法」の要旨をまず紹介することにしたい。これによってシュタインの「帝室憲法」全体の構想が把握できるだろう。

帝室憲法

第一編

第一章 正統ノコト

第一条 帝室及ヒ帝族ノコト

第二条 結婚ノコト

第三条 降誕ノコト

第四条 崩御ノコト

第二章 相続ノコト

帝位相続ノ要旨

男系ニ依ルヤ将タ女系ニ依ルヤノ説

ライ・ンアル
依 系相続ノコト〔ルビママ〕

次第相続ノコト

家系ノコト

「インペリアル、ハイネス」ノ称ト「ハイネス」ノ称ノ別

第三章 養子法

要旨

第四章 退位ノコト

第五章 摄政ノコト

第六章 帝王崩御後皇后ノコト（寡婦）

その上で、第三章までについては次のように具体的条文の草案を提示している。

帝室憲法草案

第一章 正統

一 正統トハ帝室憲法ニ依リテ定ムル所ノ同等結婚若クハ曾テ定メラレタル所ノ正規ニ依リ連綿帝統ヲ繼承スルヲ得ヘキ子孫ヲ云フ

二 皇室ト皇族トノ別

帝家ノ祖先ニ連帶スル各家族ハ悉ク皇室ニ入ルモノトス

皇后、皇子、皇女皇男孫、皇女孫ハ之ヲ皇族トス

先帝位ヲ今帝ニ譲リ在世セラルヽトキハ今帝ノ子孫ハ勿論今帝ノ兄弟及ヒ其ノ子孫ニ至ルマテ之ヲ皇族トススクノ如キ場合ニ於テハ皇族ノ父タル先帝ノ其ノ子孫ニ対スルノ權ハ今帝ヨリモ大ナルモノトス

第二章 結婚法

一 結婚ノ儀式等ヲ掲クヘシ是レ日本固有ノ儀式アルヘケレハ爰ニ之ヲ贅セス

二 同等結婚ノコト

(a) 五摂家ヲ以テ同等門地ノ家格ト認定スヘシ是レ日本皇室歴史ノ関係上同等ノ家格トスヘキモノハ五摂家ヲ以テスルノ外ナカルヘキカ故ナリ之ニ公爵ヲ加フルモ或ハ可ナランモ大ニ人民ノ感情ニ觸スル所アルヘシ

(b) 帝室憲法ニ定ムル同門ノ家族カ他ノ女ト結婚セントスルトキハ皇室會議ニ付シ若シ其ノ女同門ノ家族ニアラサルモ特ニ其ノ女ニ限り之ヲ同門ノモノト認定スルモノトス是レ唯々五摂家ノミニテハ結婚スヘキ配偶者少ク左リトテ外国ノ例ニ做フコト能ハサルニ由リテナリ斯クノ如クナルトキハ皇帝又ハ皇子ハ其ノ意ニ隨ヒ皇室會議ニ付シ如何ナル家格ヨ

リモ之ヲ同門ト見做シテ結婚スヘキ配偶者ヲ得ヘシ

(c) 皇室ニ属スル家族ノ結婚

甲 皇室ニ在ルモノ何人ト結婚スルモ自由ナルノ権利アリ

ト雖モ皇帝ノ勅許ヲ得スシテ結婚セシモノハ皇室ノ籍ヨ
リ除カルハモノトス

乙 假令帝王ノ勅許ヲ得テ結婚スルモ異等結婚ナルトキハ
其ノ子孫ハ家名ヲ相続スルノ權ヲ失スルモノトス

丙 帝王ノ勅許ヲ得同等ノ結婚ヲナシタルモノハ之ヲ正統
ノ結婚ト認定ス

皇室ニ属スルノ家族ニ対シテハ別ニ同等門地ノ家格ヲ定
ムル必要ナカルヘシ此ハ一々帝王ノ勅許ヲ得ルヲ良策ト
スヘシ若シ之ヲ定ムルノ必要アラハ五摂家ヲ以テスルノ
外ナカルヘシ

「レジチーム、プリンス」即チ皇嫡子ハ直接ノ帝位継承者
ニシテ皇太子ナリ

第三章 誕生薨去ノコト

皇子皇女ノ誕生薨去ハ之ヲ系譜ニ登録スヘク系譜ニハ外務卿捺印ス
ヘキモノトス是レ交際国ニ其ノ旨ヲ通知セサルヘカラサルニ由リテ
ナリ又系譜登録ノ事タル実ニ重大ノコトナレハ尊位高官ノ人ヲ選任
シテ其ノ長官トナシ啻ニ誕生薨去ノコトノミナラス或ハ結婚ニ関ス
ル書類等總テ其ノ保存スヘキハ悉ク之ヲ保存スル等ノ事務ヲ掌ラシ
ムヘキモノトス然レトモ之カ為メニ別ニ一局ヲ設クルニ及ハサルヘ
シ是レ日本ニ於テ一局ヲ設クルハ忽チ數十人ノ吏員ヲ要シ其ノ費用
巨額ニ上ホルノ弊アルニ由リテナリ

すでに第Ⅲ節で触れたように、シュタインは「国王」・「政府」・「国会」の三者が国の元素であり、「国王」がその中心であるという。法律の批准権を有する「国王」は、「法律ノ上ニ在リ法律ハ悉ク国王ノ意思ニ出ツルモノ」だとも断ずる。ここで注目しておきたいのは、「立君政体」か「共和政体」かは「一ニ国體如何ニ由リテ定マルヘキ問題」であるというシュ

タインの指摘である。シュタインによれば、「国王」とは歴史に基づき連綿としてその地位を占有継承してきた存在である。その多くは「慣習旧伝」によるものであるため、「慣習旧伝ヨリ来ル所ヲ編纂」して「帝室憲法」を制定すべきであるという。「帝室憲法」は、「帝位ニ関スル事」・「帝王ノ政府及ヒ国会ニ及ホス関係ノ事」・「王冠専有ニ関スル官庁ノ事」・「帝王所有財産ノ事」の四要件を基礎として作成すべきだが、それを作成するに当たっては国会が関与すべきではなく、「帝王」は国会開設に先立ち「帝室憲法」を制定すべきであるとしている。「帝室憲法」中に掲げるべき具体的な要件として、「王位継続法」・「結婚法」・「嗣世応為法」の三つを掲げている。上記の草案がこのようなシュタインの認識を反映しているものであることは明白であろう。

一方、「国王」とは異なり、「共和政体」における大統領は人民の選挙に基づいて一定期間その地位を占有する存在である。「立君政体」ならば自由を得られず「共和政体」ならば自由を得られると考えがちだがこれは「全ク誤解」で、両者とも「政府ノ組織」は毫も変わらず、両者の差異は「国ノ首長」の違いにあるだけだとシュタインはいう。大統領は人民の「私利」によって投票選挙され、大統領は投票してくれた多数人民の利益代表となるが、国王に対するのと同様の観念を人民から抱かれることはなく、その権威は微弱である。これは、「実地」・「学理」の両面からも明白であるとシュタインは述べている。もっとも、人民の「帝王」への尊敬服従は単に「其ノ歴史」と「地位」に対するのみでほかに理由はない、とも付言している。

その上で日本の場合についてシュタインは次のように述べている。

日本皇帝ハ数百千年ノ古ヨリ連綿世襲シ人民ハ其ノ國ノ遠祖ヲ以テ神トシ代々ノ皇帝ハ國ノ遠祖タル神ノ後裔ナリト信スルカ故ニ之ニ服従スルコト無限ニシテ国王ノ権威絶大ナル殆ント萬國ニ其ノ儀ヲ見サル所ナリしたがって、「立君政体」採用が「最モ得策」だろう。このような「人民ノ尊敬服従」に対しては、国王の側にもそれに応える義務があり、その義務を全うするためには「帝室憲法」という「組織」と、この「組織」を

第1図



「運転」させるための「物質」である「帝室費」とが必要である。

「帝室憲法」に盛り込むべき主要内容については、上に掲げた「帝室憲法」の要旨に明らかであるが、いくつかの点を補足しておこう。シュタインの強調する点の一つに、「正統」(ライニアル、サクセッション)概念がある。「帝室憲法ノ主眼」は「正統ノ二字ニ帰着」し、「王位継続法」や「結婚法」も「正統」による、とシュタインは述べた上で、「正統」概念について、「正統トハ何ソヤ帝室憲法ニ依リテ定ムル正道ニ由ルノ謂ヒニシテ飽クマテ一直線ニ歩ミ決シテ不正ノ横路ニ趨ラサルニ在リ」と説明している。ここでシュタインは、「帝室憲法」の概要を図示している(第1図)。

シュタインは、「到底正統ノ錯雜ヲ防ク能ハサルノ虞アルヲ以テ」、「養子法」の存在を不可とする。すなわち、日本で久しく存在していた養子の習慣は、「帝室憲法」制定時には断然廃止すべきであるという。さらに、日本では皇后のほかに女御があり、その子供を以って継承させる場合もあるようだが、これも家系紛糾の基因となる。たとえ数人の女御をおくのが止むを得ないとしても、「表面ハ飽クマテモ单妻ノ主意ニ依リ」、必ず皇后の嫡子を皇位継承者とすべきことを帝室憲法に明記すべきで、この点は「帝室憲法ヲ編成スルニ当リ最モ肝要ナル所」だと強調している。

その際に、シュタインが引き合いに出してくれるのが「万国公法」である。「万国公法」で王位継承者と認定されるのは「皇后ノ嫡出子」に限り、これを「プリンス」と称する。外国訪問時などで、各国からの扱いが「プリンス」と「プリンス」以外の皇族とでは異なるとシュタインは説明してい

る。また、「正統ノ婚姻」は「同等門地ノ家族」と結ぶべきだが、血統が近接すれば生理上大害を釀す虞があるため、「同等門地ノ家族」の範囲はなるべく広汎なるを要すると、かなり具体的な注意も付け加えている。

「相続法」に関しても「正統」概念が適用される。『『プリンス』(インペリアル、ハイネス)』には帝位継承権があるが、飽くまでも男子に継承させ、男子不在の場合に女子を以って継承させる日本の習風についてシュタインは、「是レ最モ良風ニシテ万国多クハ此ノ主義ニ因ルモノトス」としている。なお、「帝室憲法」は「帝王」の遺言によって変更できなくはないが、なるべく変更しないほうがよい、もしも変更する場合には必ず皇族会議に付議し、その結果は世間にはなるべく秘匿すべきであるとも付言している⁽⁵⁾。

「帝室憲法」の第一部を構成するのが如上の諸項目だとすれば、第二部をなすのが「帝王ノ所有財産ノ事ヲ掌ル処」である「帝室内庭」である。その範囲についてシュタインは次のように述べている。日本の100分の9は不毛の地であり、それが誰の所有に帰すのかという問題がある。日本の来歴をみると、最初は土地に所有なく、次第に人民が各々欲するところに隨い領有していき、結局はその中から大藩をなして大名となるものが出て、領内の人民より租税を徴収するに至った。それが、「維新ノ改革」により「帝王」に「奉還」されたわけで、荒蕪地は全く帝王の所領に属すべきは明白である。このような「人民ノ所有ニアラサル土地」を「『ドメイン』(共有地)」と称し⁽⁶⁾、専制君主時代は「帝領地」であったが、立憲政体時代でも「帝領地」として所有するか否かは「大ニ帝王ノ権利ニ関スル問題」であるという。

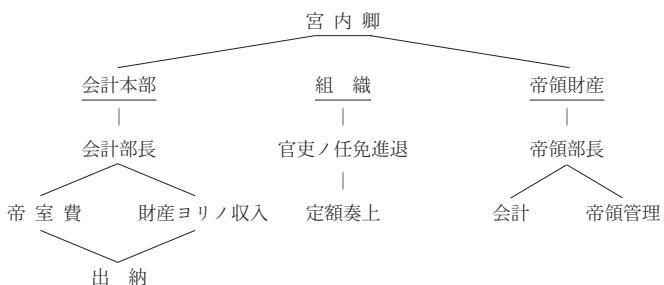
「ドメイン」には鉱山・山林・漁業地なども含まれ、「ドメイン」の開発を通して鉱山学・山林学・理財学などのさまざまな学問や技術の進歩が促進されるとシュタインは述べている。立憲政体時代で肝要なのは、「帝領地」と国民の共有に属す部分との分界を明確にすることであるとシュタインは再三繰り返している。「帝領」・「国有」とするかどうかについては、『『ドメイン』ヨリ利益ヲ得ルノ法ヲ講スルコト』、「其ノ法律ヲ設クルコト」、

「会計法ヲ整頓セシムルコト」という三つの要点がある。具体的手続きとしては、全国にわたって地図を作成し、「ドメイン」の位置を確定し、次に「其ノ法律ヲ明ニ」して、さらに「帳簿」を備え各府県に大別して、各地方ごとの「ドメイン」を明確にする。シュタインはこのような「法律」や「帳簿」の具体例も示している。そして、「公有地」である「ドメイン」は「帝領地」と「官有地」に区分できるが、各「ドメイン」の帰属の「分界」確定並びに「帝領地」の管理は「宮内卿」の責任である。

宮内卿の責任についてもシュタインは詳しく指摘している。まず、日本の現状のように首相が宮内卿を兼務するのは立憲政体時代では「断シテ不可ナリ」とシュタインはいう。政府官吏は宮内官吏を兼ねるべきではなく、宮内卿は「超然トシテ全ク政治ノ外ニ独立スルモノニシテ多クハ内閣顧問長之ニ任スルモノ、如シ」として、いわゆる宮中・府中の別を画然と設けるべきであると述べている。宮内卿の管掌事項としては、「帝王及ヒ其ノ家族ト社会トノ関係ヲ整理」するという「皇室ノ私事」及び「皇室ト財産トノ関係ヲ整理」するという「皇室ノ公事」との二種類がある。そして、後者を整理するためには別に一官庁（小規模なものでよく、200-300人規模を想定する必要はない）を設けて事務管掌を図る必要があるとも述べている。この官庁は「一般会計」・「管理」の二つを担当することになるが、「管理」はさらに「局部会計」・「帝領地」に区分される。シュタインはこれらを第2図のように図示している。

「ドメイン」に関連してシュタインが詳述しているのは、「国有財産」の分類と具体的区分である。「国有財産」は「供用財産」（「公有財産」^{パブリック、プロパティー}）と「興益財産」（^{フライナンシャル、ドメイン}いすれもルビ原文）とに分けられる。「供用財産」は各省に属し、その事務執行の用に供する家屋器具などをいう。ここからは収益が上がることはない。これに対して「興益財産」は大蔵卿に属し、政府費用つまり予算費額となるものをいう。「帝室財産」は「興益財産」に編入すべきもので、国有「興益財産」よりの収入はことごとく政府の予算費額となるが、帝室「興益財産」よりの収入は専ら帝室費用に充当されることになる。この点でも、財産が「政府ノ所属」か「帝王ノ所属」かの

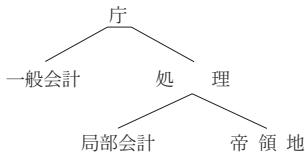
第2図



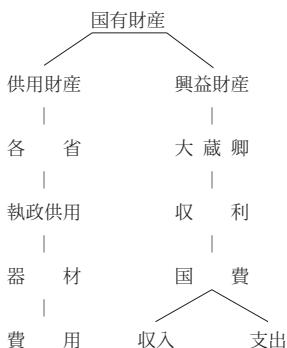
宮内卿

私事（帝王私事ノ顧問）

公事（帝室一般ノ経済ヲ整理ス）



第3図



「区別ヲ判明ニセサルヘカラス」とシュタインは念を押すのである。その上で第3図のように「国有財産」の分類を図示している。

具体的にどのようなものが「帝王」の所有に帰属するのかは、その財産の淵源や来歴を見極めて行うべきであり、決してほしいままに行ってはならないとシュタインは釘をさしている。その際に日本で特に問題となるのは山林であろうと述べている。結論として、シュタインは、山林を官有として「帝室」と「府県」とに分けて所有させるのが得策だろうという。「地方自治政体ノ基礎」は県がそれなりの財産を所有する点にあると指摘した上で、府県の所有とさせた山林などは「県有財産」として、当初は県令に処理する権限を与えるのがよい。日本の現状をみると、府県会はあるものの府県の所有財産がなく、自治制度が成立していない状態といえる。そのため府県会議員の討議事項が少ないとともに、府知事県令の原案に反対する傾向がみられる。そこで、府県の所有財産を明確にするとともに、この機会に拙速ではなく「深思熟慮」して「地方自治政体ノ基礎ヲ建設スヘキナリ」とシュタインは述べている。

これに対して「帝領地」としても狩猟用などのために若干の山林を所有すべきであるとシュタインは指摘する。そのような山林も含めて、「帝領地」の位置取りは、「運輸ノ便」からしても河川に近いところが望ましく、将来必ず収利を上げる土地を選ぶべきであるとする。また、分散していれば管理者が多数必要となるため、「帝領地」はなるべく「広大ニシテ一團ヲナシ村里ニ接近セサル地ヲ選フヘシ」と勧める。さらに、「帝領地」は、「帝室世襲財産」と「帝王私有財産」との区別を明確にすべきであるともシュタインはいう。

如上の議論との関わりでシュタインは特に北海道に言及している。北海道は工業ではなく農業牧畜の地とすべきであるという。もっとも、北海道の措置に関しては、これを性急に実施するのは好ましくなく、生産物の販売方法なども漸次整備すべきである。北海道を「殖民」のための地域と考えるシュタインは、「殖民ノ法ヲ設クル急ハ則チ急ナリト雖モ事緩急ヲ誤リ次第ヲ失セハ民ヲシテ饑寒ニ泣カシムヘシ」という。「殖民ノ要ハ地ヲ

分チ民ヲ移スヲ以テ足レリトスルニアラス」、オーストリアのハンガリーへの植民の例にみられるように「絶域ニ殖民ヲ図ラント欲セハ少クモ一年乃至二年ノ間移住民ニ必要ノ物資ヲ給シ漸次自活スルニ至ルノ道ヲ講スルハ実ニ政府ノ尽クスヘキ義務」であるとシュタインは指摘している。また、区画が不分明なのに「漫ニ殖民ヲ図ルニ於テハ異日不測ノ困難ヲ釀ス」恐れがあり、まず所有権を確定することが喫緊事である。北海道の場合には行政区画も未確定で、境界も不分明であるため、「帝領地」・「官有地」・「県有地」の区画を設けた後に「民有地」を定めるべきであるとしている。

「帝領地」の事業は直営で行うべきか、人民に貸与して行うべきか、いずれが良策かは一概に決められない。少なくとも「帝領地」と農学校との連絡を密にすることが重要であるとシュタインはいう。「帝領地」での事業を振興すべきであるというシュタインの主張の理由は以下のようなものである。日本の帝室費は200万円に過ぎず、帝領財産増加の工夫をする必要がある。そのためには若干の資金投下は不可欠だが、帝室費からその費用を捻出するのは困難であるから、税法によって収入増加を図るべきである。大蔵卿は国会開設を待ってこの旨を発議すべきである。「帝領地」は概ね未開の地で、植民計画が不可欠だが、その費用を帝室で負担するとなると植民は遅々として進まないことになりかねない。帝領局長は政府より最低利で借金し、事業費に充当する。不毛の原野を開墾して農村とすることができるれば、そこからの租税徴収が可能になるだろう。運輸交通の便がなければ農場はほとんど無価値にも等しいから、道路を整備することも肝要であるとして具体的な道路付き村落模式図まで示している。さらに、日本では「帝領地」は未だ収益を生むような事業を興しておらず、これから事業を創始して収益を上げようとしているため、当面は直接管理が必要であると同時に、その事業、特に帝領事務は煩雑になるだろう。したがって帝領局長には「最モ達識遠見ノ人ヲ選ヒテ」任命すべきであるともシュタインは付言している。

VII. シュタインの日本觀

本節では、講義の合間や談話の中にみられるシュタインの日本に対する指摘について、これをまとめて紹介することにしたい。シュタインは日本に好意的なイメージを抱くとともに強い関心をもっていた。そのためもあって、当時のヨーロッパ知識人としては日本に関してかなり詳細な情報を有していたといえよう⁽⁷⁾。すでに前節までの叙述の中でも、具体的な次元での提言や指摘は縷々見受けられる。それらと重複する部分もないわけではないが、重要なものを取り上げて論ずることとしたい。本講義におけるシュタインの日本に対する指摘は、(1) 日本の内政、(2) 国際関係及び外交、の二項目に大きく分類することが可能である。そこで、以下この順に検討をしていきたい。

(1) 日本の内政

この項目では、議会と政府・「帝王」との関係などについての指摘も合わせてシュタインの議論をみていくことにしたい。一般論としてシュタインは日本に好意的であるが、日本の現状や日本の国民性を無条件で賛美しているわけでは決してない。その点を如実に示しているのが、日本人の悪弊として、「由来日本人ハ寃ニ怜俐ニシテ経済ノ道ニ敏ナルモノ、如シ然レトモ徒ニ目前ノ小利ニ眩惑シテ永遠ノ大利ニ着眼セサルノ風アリ」と指摘しているくだりであろう。具体例としてシュタインは、鉄道事業の会社設立ブームで資金を投げる者が多いと聞いているが、投資者は鉄道という一事業のみに偏し、他の事業を顧みないことを憂えている。一時に鉄道関連会社の株価格が暴騰するかもしれないが、にわかに暴落する時が来るだろうという。

「日本現今ノ状態」は、概して素朴であるという点で100年前のドイツと類似しているともシュタインは述べている。これは必ずしもよいことではなく、「一国ノ経済上ヨリ論スレハ一利一害ト云フヘシ」という。シュタ

インは談話の中で、ウィーンの花祭に言及したと藤波は記している。その際にシュタインは、このような催しは一見奢侈に映り、無用に思われるかも知れないが、実はそうではない、ということを述べている。その理由は、このような機会は「是レ実ニ国民ヲシテ帝室ヲ尊敬セシムルノ一方便ニシテ政治上亦必要ノコト」であるとともに、皇族・貴族・富豪らが着飾って花束を投ずることは「是レ亦富ヲ貧賤ノ人民ニ分カツノ一法」であるからだという。その結果、「下層人民ハ之ニ依リテ帝室ヲ尊崇シ貴族ヲ敬愛シ謝恩奉效ヲ思ヒ大ニ感情ヲ和クルニ至」るという影響があり、「其ノ政治上ニ及ホスノ感化決シテ鮮少ナラスト云フヘシ」と述べる。要するに「帝室ノ華美」は「政略ノ一」で、フランスの例にみられる如く、「流行ノ源ハ常ニ帝室ニ発スルモノナルハ事実ニ徵シテ明ナリ」と断ずる。

これは「帝王」に関する指摘ともいえるが、国家財政にも関連している。国家財政の見地から論ずれば、「貧富ノ懸隔著シキハ決シテ喜フヘキ現象ニアラス左レハ政府ハ富者ヲシテ其ノ財ヲ貧者ニ分タシメ成ルヘク国民ノ財産ヲ平等ニスルノ政策ヲ施サ、ルヘカラス」というのがシュタインの主張でもあった。「貧富懸隔ノ弊」を打破するに至る具体策としては、美術を興隆させることが必要である。そのためには「帝室」が「美術ノ源トナリ世ノ流行ヲ誘致スルコト」が緊要だという。さらに、外国の美術品を購入すると日本の資材が外国に流出することになるため、日本固有の美術を奨奵すべきであろう。そのようにして、日本が「世界流行界ノ牛耳ヲ執リ終ニハ日本ハ仏国ノ欧羅巴ニ於ケル地位ヲ占メ東亜ノ美術ヲ以テ欧羅巴ノ美術ヲ駆逐スルノ抱負ナカルヘカラス」とシュタインは激励する。

ここで引き合いに出されてきたのがドイツの場合であった。ドイツは古来質素の風を維持してきたが、ルイ14世にならい奢侈の風が高まった。しかしその際に、物品の多くをフランスから購入したため、美術の隆盛を一向にみないまま「大ニ国富ヲ減」らしてしまった。「自國固有ノモノヲシテ發達セシムルニアラサレハ却リテ外国品ヲ輸入シテ国富ヲ減少スルニ至ルヘシ」とシュタインが批判的に述べる所以である。経済上からいえば、「物ハ損傷シ易キヲ貴フナルヘシ」というシュタインの説明は逆説的に聞

こえるかもしれないが、人々の購買活動という点からいえば全くその通りであろう。積極的な購買活動によって貨幣の流通は促進されることにつながる。衣服などの場合は、容易に損傷しないため流行を興すことで新たに購買意欲を誘発しないと売れないことになる。人々が衣服などを買うことで利益は拡散され、職工などにも富をもたらすことになるのだとシュタインは説明する。

このほか、当時ヨーロッパに派遣されていた留学生の言動などから、シュタインは日本の官吏や学生の教育法などに関して耳の痛い指摘をしている。ヨーロッパに派遣されて来る青年は「概ね日本ノ状態ニ暗ク又一定ノ目的アリテ来レルニアラサルカ如ク」、単に政府から命じられたから来ているようだ、というのがシュタインの抱く印象であった。そのためたとえば、ドイツで法律政治を学んでもその神髄を究めることはできないようにみえるという。肝要なのは、「其ノ神髄ヲ取リテ之ヲ日本ニ応用スルニアルノミ」で、そうでなければ単に本を買って帰るだけで、実務に裨益するところは少ないとシュタインは批判する。この点をもう少し敷衍すると、日本の教育法に話が行き着くことになる。

シュタインは続けて次のように述べている。日本では、学生はまず外国语を学んで、その言語を使用する国の教師について法律政治などを学んでいるが、「日本ノ法律政治ヲ学ハサレハ其ノ実務ニ益スルニヤ蓋シ淺少ナルヘシ」といわざるを得ず、外国の法律政治を学んでも日本に適用できなければ得るところは少ないはずである。このような教育方法では、「今ノ日本ノ学徒ハ徒ニ貴重ノ光陰ヲ費シテ無益ノ學問ヲナスモノト云フ」しかない。それではどうすればよいかというと、「純然タル日本ノ学者ヲ養成シ日本語ヲ以テ學術ヲ教授スル」ことが喫緊事であり、「日本ノ歴史ニ微シ」、「現今ノ実況ニ照シ」、「廣ク欧羅巴ノ學問ニ涉獵シテ」、学生に教授すべきである。これをするのは外国人教師ではなく、「日本ニ於ケル碩学鴻儒」にして初めてできることであろう⁽⁸⁾。人情風俗が日本とは同じでないヨーロッパの政治制度や法律をそのまま日本に移植してもうまくいかないだろう。「日本ハ漫ニ欧羅巴ニ模倣スルヲ事トシ独創ノ志ニ薄キハ慨スヘシ」

と歎くシュタインは、「日本独創ノ学術ヲ興隆シ日本語ヲ以テ教育スルノ法」とともに「日本独特ノ政法ヲ設ケル」ことを志すべきだと力説する。

日本の教育法の不備と、それが官僚の問題点と関連しているという指摘はシュタインが一貫して行っているポイントである。日本政府の官吏が多くすぎる理由は、「要スルニ事務ニ熟達スルノ人ニ乏シキニ由ルナラン」とシュタインはみている。将来の官吏採用に際しては、大学卒業・専門学履修・官吏登用試験合格の者を採用すべきであると試験制度導入を推奨している。大学への入学は仏・英・独等の外国語を能くするものでなければ許可されないという「日本教育法ノ不備」の下では、官吏登用試験法が無いことともあいまって、「難キヲ学界ニ求ムルノ念ヲ絶チ易キヲ官場ニ得ルノ志ヲ立ツ」状況を作り出しているとシュタインは批判している。さらに、最近官吏登用試験法を設けたと聞くが、誰が試験官となるのか、すでに任用されている官吏はことごとくその試験に合格する学識ある人なのか、とシュタインは鋭く問いかけている。「甚シイ哉日本政府ノ順序ヲ誤マレルヤ」という一言にシュタインの批判は凝縮されているといつてもよいだろう。

立憲政体の時代に移行するにつれて、「貧富両者義務ノ不均衡」と「官吏ノ夥多」は「日本ノ将来」への憂いであるとシュタインは懸念している。これらは国会が開設されると「第一ノ問題トナリ」、「囂々タル輿論ヲ惹起スル」に至るだろうという。日本政府は多くの官吏を欧州に派遣し新法研究に努めんとしているが、往々にして彼らは「徒ニ一部ノ視察ニ没頭シ深ク其ノ由リテ来ル所ヲ究メントスルモノ鮮キカ如シ」とその勉学のあり方に深刻な疑問を呈しているのである。

そして、議会開設に際しては、「皇帝陛下」が「勅語」を発することが適当であるとしている。もっとも、その内容は「簡短」で十分で、その理由は、「立憲政体ノ組織簡短ナルヲ以テ足レリトスルカ如ク」という点にある。したがって、「勅語」の趣旨も「立憲政体」の組織は「順ヲ逐ヒ序ヲ践ミテ漸次改善ヲ加ヘ以テ完全ノ域ニ達センコトヲ期スヘシ云々ト云フヲ以テ足レリトセンカ」というのがシュタインの結論であった。

(2) 国際関係及び外交

この当時日本側の大きな関心であった条約改正に関しては、シュタインもかなりの分量をあてて論じている。

日本は「往年創メテ外交ヲ開キ一条約ヲ訂結シテ以テ欧米諸国ト通商スルニ至」ったが、「当時日本ニ於テ未タ通商ノ何者タルヲ理解セサリシヲ以テ其ノ訂結スル所頗ル自國ニ不利ナルヲ免カレサルニ似タリ」とシュタインはいう。一方、「通商ノ何物タルヲ熟知セル欧米人ハ唯々自國ノ利是レ求メンカ為メ通商貿易ニ経験乏シキ日本ニ對シテ自國ヨリノ輸入品若干ノ課税ヲ受クヘキコトヲ申出テ日本ハ意外ノ収入アルモノ、如ク思考シ直ニ之ヲ承諾」した。そのため、「其ノ不備ヲ悔ユルニ出ルモノ」といえる条約改正の企図は、主眼が「海關税」に關係あるために「欧米人ノ為メ一利ナキヲ以テ」、円満解決が容易でないだろうとシュタインは予想する。しかしながら、日本の条約は「旧幕政府」が締結したもので、これを廃棄して新条約の締結を図るのは「学理」に照らしても決して不法ではなく、改正を外国に要求するのは至当のことであるとシュタインはいう。

だが、現状では、たとえ条約改正の企てが成功したとしても、「一問題」があるとシュタインは指摘して以下のように述べている。改正の曉には、「必ラスヤ外国ハ日本ニ向ヒ内地難居ヲ請要」するだろうし、「日本政府ハ之ヲ承諾スルト同時ニ外人モ亦日本人民ト同様ニ日本ノ法律ヲ遵守スヘキヲ要求スルニ至ル」だろう。その時に具体的にどのような対応をするのかという点が問題である。換言すれば、日本の法律を遵守することはできるが日本語に通じない不便をどうするのか、と「外人」はいうだろう。日本の慣行より成ることが多く、外国人がそのような日本の慣行を熟知することは極めて困難であることからしても、「『コムモン、ロー』 Common Law (不文律)」による法律を外国人に適用する場合には寛容でなければならぬ。一方、「『リッツン、ロー』 Writen [sic] Law (成文律)」によるものは外国人も容易に学ぶことができる点でこれとは異なる。いずれにしても、日本の法律を外国人に適用するには「種々ノ難問題」を惹起することにな

るだろう。

シュタインは、法律の設定は容易だが「之ヲ行フノ人ヲ得ルハ難シ」として、再び日本の教育と官吏養成とに言及している。日本にはすでに多くの法官・法学生がいるが、「未タ順序正シク階級ヲ践ミテ学問ヲ修メ経験ニ富メル人〔ニ乏シキカ故ニ善良ナル裁判官〕ヲ得ルコト能ハサルヘシ」([] 内は追加された表現)と批判して、「日本ノ学法ヲ改ムルハ実ニ急務ナリト云フヘシ」と結論づけるのである。

海外への視察という点でいえば、貿易との関連で、大蔵卿が「欧洲ヲ巡歴セラレンコトヲ希望シテ止マス」とシュタインは力説する。その理由としては、日本はヨーロッパから隔絶し、各国駐在の日本公使も「欧洲ノ事情ニ暗ケレハ常ニ本国ニ対シテ詳細ノ情報ヲナスハ至難ノ業」であるからである。日本では外国から銀を購入する際にどの国が最も廉価かを調べずには横浜の外商に委託して購入しているようであるが、事情に精通すれば廉価にて購入することが可能となる。このように情報収集の必要性を説く一方で、日本の海外貿易は「殆ント英人ノ為ニ束縛セラル、傾向」があり、「宜シク自重ノ精神ヲ発揮シテ英商ニ対抗スルノ氣概」が必要であるとも説いている。

公使を含めた外交官についてもシュタインは懇切丁寧に説明している。まず、「大使」と「公使」との区別に関しては、「国君互ニ交際アルノ國ニ於テハ大使ヲ設クルハ必要」だが、「单ニ国ノ交通ヲ図ルノ主意ナランニハ公使ヲ以テ足レリトス」という。それでは、日本はいつどの国に大使を派遣する必要があるだろうかと問うた藤波に対して、シュタインは以下のように答えている。現状では公使で十分だが、数年内に大使派遣の必要があるかもしれない。日本の地政学的位置からいって、最も必要なのはドイツ・ロシアである。イギリスが日本をその掌中にすると、「其ノ威力ヲ東洋ニ擅ニスルハ容易ノ業」であるから、イギリスは「頻リニ日本ニ垂涎スルノ有様」である。そうだとすれば、日本は「孤立ノ地位」に立つよりは「他国ノ有様ニ倣ヒ」、一国または数国と「親密ナル交際ヲ結フヘク」、現状ではドイツを選ぶ以外の選択肢はないだろう。さらに、イギリスは女帝

である、フランスは大統領制であるから大使を派遣する必要はない、とも付け加えている。

具体的な公使に適する人物の資質についても、「適任ノ人ヲ養成」するのが目下の急務であると強調するシュタインからみれば、当時日本からヨーロッパに派遣されている公使は「概ね賢明多才ノ人」だが、外国语に通じていないこともあるって十分な交際ができず、赴任国で他国の公使と親密な交際を結ぶことが最重要であるという公使の責任を果たしているとはいがたい、という思いがあった。それだけではなく、日本公使の中には「欧米ノ事情ニ精通」しているとはいえない者もあり、「本国ヘノ報道往々区々ニ渉ルノ弊」が見受けられると指摘する。この弊害を除くには各国駐在の日本公使相互間の連絡を密にするとともに、欧洲各国の「運動」に注目し、その分析を月一回または二回程度本国の外務卿に通信すべきで、外務卿もこの「運動」には通達しないといけない、と提案する。欧洲各国はアジアに関心を有しており、日本公使は欧洲各国のアジアに関する「運動」如何を注目するのが喫緊事であると、公使の注目すべきポイントまでシュタインは示している。ところが、「外務卿ハ唯々省中ニ在リ常ニ几案ニ對スルノミニテハ」、到底日々変化する欧洲情勢に通曉することはできない。特に日本は欧米各国と「密接ノ関係」を有するにもかかわらず欧米諸国と「隔絶」している。したがって、欧米各国に駐在する公使の報道による以外に欧洲情勢を把握する手段はない。公使は赴任国の状態のみならず、「他ノ各国ノ状態ヲモ知リ始メテ全体ノ運動ヲ知ルヲ得ヘキモノ」で、これこそが「最モ肝要」で「実ニ公使ノ責任」といえよう。このように、可能な人物を選んでヨーロッパ各国に派遣し、各国情勢やヨーロッパ政治の動向をつぶさに観察・分析すべきことをシュタインはくどいぐらいに再三強調している。

条約改正を「成就」させるためにも「欧洲各要地ニ英明多才ノ公使ヲ置キ各国ノ状況ヲ審ニシテ之ヲ本国ニ報道」することは重要であると再三力説するシュタインは、公使が「適応ノ外人ヲ選ヒテ之ト私事ノ交通ヲナシ以テ其ノ事ノ成功ヲ補ケシムルカ如キハ最モ緊要ノコトナルヘシ」と述べ

ている。たとえば、シュタインと交友のある「澳國ノ外務卿伯爵『カルノキー』氏」などはこの点で最適任の人であり、「余ノ如キ原ト日本ニ関係ナキ一私人ナルカ故ニ唯々思フ所アルモ之ヲ如何トモスル能ハス」、しかし日本の「当路者」が「私交上ヨリ余ヲ通シテ」「カルノキー」氏に協議するところあれば「余固ヨリ微力ヲ致スニ吝ナラサルヘシ」と日本政府から依頼があれば喜んで周旋の労をとりたいとかなり積極的に話している。

国際情勢についてもシュタインは以下のようにその分析を述べている。まず、ロシアは日本から問題を出しても決して全兵力を傾注できないだろうとの見解を示すとともに、ロシア人は秘密を貴び、「決シテ真実ヲ談ラス」とのイメージを語っている。「故ニ斯クノ如キノ国ニハ炯眼達識ノ高官ヲ派シ顯官権門ト親交ヲ結ヒ以テ国情政態ノ幾微ヲ談笑ノ間ニ探リ時々本国ニ通信セサルヘカラス」とその「公使ノ任モ亦重大」であると再度公使の任務の重要性に言及するのである。

次に、日本は万国公法で公認する「完全タルノ交際国」だが、「支那」はそうではない、とシュタインは断言する。「支那」政府の派遣している公使は「一種ノ特命ヲ帶フルモノニシテ未タ公使タルノ全任ヲ帶ハス」、要するに講和条約締結時の全権と同一範疇で捉えるべきであり、「国ニ関係スルノ義務ヲ盡クスコト能ハス」という。ましてヨーロッパ各国は「支那」を「未タ万国公法ニ於ケル真ノ交際国ト公認」してはいない、とも付言する。清国の国民は「固陋」であるというシュタインは、日清関係に関して以下のような見解を披瀝している。最近日清開戦の風評があると聞いているが、もし日清両国が開戦すれば「容易ノ事」ではない。

露英ノ常ニ国勢ヲ東洋ニ張ランコトヲ念フヤ久シ而シテ今ヤ日本ハ實ニ東洋ニ覇ヲ称セリ是レ英露ノ常ニ睽視スル所ナリ

このような認識に基づいて、日清開戦などの場合には、イギリス・ロシアが清国を助けるのは必定であるとシュタインはいう。その時日本は援助を他の諸国に求めるだろうが、ドイツ・フランス・オーストリアは英露両国が東洋の実権を握るのを歓迎しないから、日本の求めに応じるであろう。したがって、「東亞ノ葛藤ハ變シテ西欧ノ戰乱トナルニ至ルヘシ」との分

析につながるのである。

さらに朝鮮については「未タ国タルノ地位ニ達セス」として、次のように述べる。

朝鮮ハ……決シテ公然タル一国ニアラス何トナレハ隣邦ニ日本アリ支那アリ魯国アリ国王若シ自國ノ進退ヲ図ラントスルモ之ヲ独裁スルコト能ハスシテ以上ノ國ニ協商セサルヘカラサルノ地位ニ在レハナリ然ラハ独立ニ似テ独立ニアラサルノミナラス又他ノ國ト交通ノ道ナキカ故ニ所謂万國公法ニ於ケル独立國ノ班ニ入ルコト能ハス

しかしながら、日本とは大きな関係があるため、「賢明多才ノ人」を選び朝鮮に公使として派遣すべきであるとシュタインはいう。朝鮮についてのシュタインのイメージは、

今ヤ朝鮮ハ實ニ日本ノ掌中ニ在リ左レハ日本ハ最モ意ヲ朝鮮ニ致シ他國ヲシテ既得ノ利益ヲ侵害セシメサランコトヲ勉ムヘキナリ

というものであった。そして、シュタインは以下のように論じる。従来の旧弊を打破し、「歐洲今日ノ文明」を採用して「國運ノ開発」を図ろうとするものはアジアではなく、ただ日本だけがその必要性を認識している。「開明模範國」として頭角を現わすに至っている。そして、アジアは一体となって「開化ノ針路ヲ日本ニ取ルモノヽ如シ」といってよい。日本に依拠して自国の自由拡張を企図した金玉均の日本逃避行はその例である。日本は「往古ノ歐羅巴ニ於ケル英國ノ如」くに、「全亞ノ後進諸國ヲ誘導スル」任務がある。そのため、「大學校」を興して、自国民だけでなく他国民に対しても政治学などを教育すべきであろう。

このような国際関係の中で、外交官の資質は吟味されなければならない。しかし、ここでもシュタインは、日本の官僚は政府要人や各国駐在公使に至るまで「万國公法」を知らないと苦言を呈している。「外交官」は万國公法・政治に通曉するだけでなく、「該博ノ学識」を備え、「世故」にたけて「交際」に長じるべきであり、そうでなければ「公使ノ本分」を尽くす資格はない。よい「外交官」を得るためにには「一種ノ学校」を設けてこれを養成すべきである。この場合、修学期間は2年間とし、初年度は日本及

び東洋諸国の条約に対比して「万国公法」を学修させ、次年度は欧洲主要国の現在の政治情勢に対比しながら「国政学」を学修させるべきである。「国政学」を学ぶ重要性については、

重ナル各國其ノ要領ヲ異ニス仮令ハ英國ハ党派ノ為メニ政治上ノ運動ヲ生シ仏國ハ人民ニ賴リテ活動シ独逸ハ政權政府ニ重ク露國ハ專制國ニシテ帝王政治ヲ專ニス其ノ異ナル所ハ其ノ學ハサルヘカラサル所ナリとシュタインは述べている。この学校の教官にはなるべく日本人を採用すべきである。ヨーロッパ人にもよい教師はいるが、「他ノ學問ト異ナリ國交ノ機密ニ関スルコト多キヲ以テ唯々外面ノミヲ教へ其ノ真意ヲ授ケ」ない嫌いがある。特に日本の對欧洲政略の要点などを講述することは決してしないだろう。教師養成のためには2～3名の学生をヨーロッパに派遣することが必要で、「能ク日本ノ現態ニ通曉シ政治思想ニ富ミ該博ノ學識ヲ有」する者を選抜すべきである。さらにこのほかに三点の条件を具備することが不可欠である。それは、「第一ニ曰ク才智、第二ニ曰ク才智、第三ニ曰ク才智是レナリ」という。この学校に入学させる生徒は、皇族・華士族を問わず「才智」・「學識」・「資財」あるものを選ぶべきである。このように、シュタインは「外交官」には優秀な人材の育成が必要であると強調している。

結 語

以上みてきたように、シュタインが藤波に語った内容は、国家学の概要と「帝室憲法」を始めとする天皇に関する部分が中心となっている。その上で、随所に日本関連の記述がちりばめられている。シュタインがいわんとするところは、外国の制度や組織をそのまま直輸入してもうまく機能せず、受け入れようとする側（この場合には日本政府）が、自らの歴史や社会状況を踏まえた上で必要ならば細部を修正しつつ受容すべきであるという点にある。さらに「帝室憲法」については、相続や「帝室」関連機構を詳細に説明するとともに、「国有財産」の仕組みを述べつつ、「帝室」の経済

基盤となるべき「帝室財産」を確保・維持する必要性も強調している。また、「帝室憲法」は一般に公開する必要はなく、天皇を議会からの影響を受けない位置に保っておくべきであると述べている点にも注目される。そして、これらの諸点はいずれも後の明治憲法体制成立によって概ね実現することとなったのである。

本稿で扱ったシュタインの講義は、聴講者が天皇の近習である藤波であったため、全体の中で「帝室」関連の叙述が他の聴講者の場合と比べて大きな比重を占めている点も見逃せない⁽⁹⁾。また、抽象的概念の説明や叙述に費やされる分量も、他の聴講者の場合と比較すると相対的に少ないとえよう。それとは対照的に、「帝室」が流行を先導する意味や議会開会劈頭での天皇の「勅語」など、具体的な行動については藤波の質問に答えつつかなり詳しく例示している。これは、シュタインが聞き手の関心の所在を的確につかんだ上で講義をしていることを物語っている。いわばサービス精神がシュタインにはあると同時に、シュタインが日本に対する好意的イメージを抱いていた点も手伝って、よりいっそう懇切丁寧な叙述となっていると考えられる。

藤波から講義内容を伝えられた明治天皇が、具体的にどのようにそれを咀嚼したのかは定かではない。しかし、「帝室憲法」は皇室典範として具現化したし、自由民権期の皇室財産不要論⁽¹⁰⁾にもかかわらず、政府は着実に皇室財産を増加させていき、国会開設までにほぼその確保が終わっていた。そして、発布された「大日本帝国憲法」ではシュタインのいうところの「王冠専有ノ権」(第Ⅲ節を参照)が天皇大権として確保されていた。シュタインにとってみれば、たとえ一端であったとしても、苦心しながらその国家学体系を講じた甲斐はあったといえよう。だが、シュタインの講義内容が、そしてその影響を受けつつ成立した「大日本帝国憲法」と「皇室典範」とが、果たして十全のものであったのかは自ずから別問題である。

(注)

(1) この点は立憲政体について講じた部分でも強調している(第Ⅲ節参照)。

- (2) この点については、すでに第Ⅲ節の項でも触れたように、「治理裁判庁」の必要性にシャタインは言及している。
- (3) 英語表記では「立憲体裁判庁」も「治理裁判庁」も同様であるため、訳語の不統一という可能性もあるが、談話筆記という形態並びに多作のゆえに他の著作でもみられることだが、シャタイン自身が厳密な用語の統一を図っていないと考えたほうが妥当であろう。
- (4) 前述の用語法では「執行細目」というべきはずだがこの辺の統一は必ずしもとれていない。
- (5) 如上のシャタインの議論に対して、藤波が日本の現行「皇族養子法」の大略を説明したところ、シャタインは一々これを「駁撃」したという。その結果藤波自身も、「大ニ其ノ非凡ナルヲ悟ル所アリタリ兎モ角モ一改革ヲ行ヒ速ニ養子法ヲ廢シ正順ノ系統ニ依ルヲ可トスルナリ」との感想を記している。
- (6) 「ドメイン」については、政府機構について説明した部分でもすでに触れられている（第IV節（2）参照）。シャタインの議論ではこのような重複は珍しいことではなく、反復説明を含みつつも重層的に叙述が進む傾向がみられる。
- (7) シュタインが日本に好意的イメージを抱いていたことは、シュタインと日本との関係について検討した最も早い文献の一つである Ernst Grünfeld, "Lorenz von Stein und Japan," *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, III. Folge. 45. Band, 1913, S. 354–361でも指摘されている。グリュンフェルトによれば、条約改正に対する日本国民の取り組み方から、シャタインはその政治的能力を評価し、真剣に助言したという。シュタインには領事裁判権についての論稿などもあり、このような日本への関心とも関連があると思われるが、この点についてはいざれ稿を改めて検討したいと考えている。なお、1873年のウィーン万国博覧会の際に、同地を訪れていた岩倉使節団を歓迎するレセプションにもシュタインは出席していた（Joseph Pittau, *Political Thought in Early Meiji Japan 1886–1889*, Cambridge, Mass., 1967, p.133）。
- (8) このようなシャタインの教えを受けて、日本の歴史に従事して日本の国法学を形成しようとした試みの代表例としては、有賀長雄の一連の著作が挙げられる。有賀は国法学の分野だけではなく、国際法学者、なかんずく日露戦争時の戦時公法のブレーンとしても著名である。シュタインの国際法及び植民地領有に対する考え方を探る上でも有賀は重要な人物である。これらの点については別稿で検討する予定である。
- (9) 英文の講義ノートを残した陸奥宗光や、有賀長雄が記録した黒田清隆に対する講義内容とは、全体の趣旨は異なるまでも叙述内容の割合という点では差がある（環境情報研紀要所収の本稿「その一」付録、また、拙稿「陸奥宗光講義ノート—— シュタインとの出会い」『金沢文庫研究』第291号、1993年、参照）。
- (10) たとえば立憲改進党の機関誌的存在である『郵便報知新聞』の「皇室財産論」（1882年9月30日付）などがこの主張を展開していた（『日本近代思想大系 天皇と華族』、岩波書店、1988年、263–275ページ）。